

うらやす地域福祉活動計画Ⅴ 第2回策定委員会

1. 開催日時 令和6年11月1日（金）10:00～11:30

2. 開催場所 東野地区複合福祉施設 会議室1・2

3. 出席者

（委員）

坪井真委員、大塚真理子委員、小平弓子委員、相原勇二委員、倉光幸司委員、松井隆委員、大場浩委員、川口英樹委員、宇田川道恵委員、和田千鶴子委員、大塚三枝子委員、榎本俊夫委員、永井通委員、岡部浩委員、有澤佳彦委員、

（事務局）

小嶋常務理事、牧野次長、大西課長、若月課長、榎林課長、浅野センター長、青野センター長、寺師

4. 議題

- （1）浦安市地域の支えあい・助けあいに関するアンケート調査集計結果について
- （2）うらやす地域福祉活動計画Ⅴ策定のためのヒアリング実施概要ならびに回答まとめについて
- （3）うらやす地域福祉活動計画Ⅴの体系・骨子の検討について

5. 議事の概要

- （1）浦安市地域の支えあい・助けあいに関するアンケート調査集計結果について
- （2）うらやす地域福祉活動計画Ⅴ策定のためのヒアリング実施概要ならびに回答まとめについて
- （3）うらやす地域福祉活動計画Ⅴの体系・骨子の検討について

6. 会議経過

- （1）浦安市地域の支えあい・助けあいに関するアンケート調査集計結果について
アンケート調査の実施概要と集計結果を説明。

〈意見〉

委員：今回のアンケートでは社会福祉協議会が多数だったということだが、回答者の中で、どれぐらいの割合だったのか。

事務局：設問の中に所属を尋ねる項目を設けていないので、統計はとれていないが、お願いをした関係者は、支部社会福祉協議会の推進員の皆さま、ボランティアセンターにご登録のボランティア、民生委員・児童委員の皆さま、保護司の皆さま、一般市民は、ホームページや広報等上で呼びかけた方である。また、この委員会で、老人クラブ会長

から老人クラブ関係でご協力をいただけるということで、老人クラブの関係者にも声をかけている。

委員：資料2の最初のページに、実施対象ということで書かれているものが、主だと考えてよろしいか。

また、一般市民の数はどれほどだったか。

実施したメンバーから推測して、福祉に関して大変熱心に活動されている方々が中心になって、このアンケート調査結果がでてきているという理解でよろしいか。

事務局：資料2は別の調査に関するデータなので、後ほど説明させていただく。

委員：資料1の最初のところで、「地域福祉計画について知っていますか」とお聞きしており、54%が「はい」と回答され、39%が「いいえ」と回答されている。関係者が回答されているため、このような数値になっていて、一般には、あまり知られていないのではないか。

委員長：他市町村とくらべて、この数値は非常に高い。関係者がご解答されている結果だ。

本来であれば、最初のページに基本情報を示すとよい。可能であれば修正をお願いしたい。

他にご意見等があればお願いする。

2人の委員からご意見をいただいたが、資料1については、事務局で最初に基本情報をまとめる形に修正できないか、ご検討いただきたい。今後、市民にデータ公開したときにも、わかりやすい。

(2) うらやす地域福祉活動計画V策定のためのヒアリング実施概要ならびに回答まとめについて

ヒアリング実施概要といただいた意見を説明。

〈意見〉

委員：1ページ目の下から4つ目の「高齢者と精神的な課題を抱える子の同居の相談増加」という項目について、3点質問する。

1点目。この相談増加は、実施対象の21団体の多くで増加傾向だったということか。それとも、21団体の1つで増加傾向だったのか。

2点目。「高齢者と子」という表現があるか、保護者が現役で、こどもが小さい頃から何十年も、そのような課題を抱えておられ、保護者が現役を退き、高齢者になったという場合が多いのか。それとも、親が高齢になった頃に、こどもが急に精神的な課題を抱くようになった場合が多いのか。

3点目。「高齢者の権利侵害への発展の可能性」とあるが、この意味がよくわからない。ヒアリングに参加された方は、どのようなご意見だったのか、お聞かせいただきたい。

事務局：1点目については、1つの高齢者福祉関係の相談機関から挙げた意見であり、そのセンターが日々受けている相談の中で、「高齢者と精神的な課題を抱える子が同居されている世帯に関する質問が増えていると実感している」というご意見だった。

2点目に関しては、明確にはわからないので、事務局の推測になるが、おそらく、こどもは20歳代やそれ以前の学童期から精神的に課題を抱えており、そのまま大人になり、親が高齢者になったことで、こどもの世話ができなくなり、問題が表面化して相

談機関につながるというケースが多いのではないか。

3点目についても、推測の回答になるが、こどもが幼少期や青年期から引きこもりだった場合は、生活のためのお金を自分で稼げないので、親の所得や年金を当てにせざるを得ない状況である。親がしっかりしているうちは、家計管理をしているが、親が高齢になり認知症を発症したりして、お金の管理ができなくなると、こどもが管理することになり、必要な親の介護サービスを受けさせていなかったり、親の年金をこどもがすべて握り、金銭的、経済的な虐待につながる場合もある。そのような可能性があるということを示している。

委員：そうであれば、まず、精神的な課題を抱える子をつくらないようにすることが、課題だ。

親子の間の権利侵害とは、障がいをもつ子が高齢の親の年金を管理し、金銭的、経済的な虐待につながるという説明だが、これを「権利侵害」と表現することが気になった。

委員長：私は成年後見人の活動をしているが、高齢者の財産を家族が使い込んでしまうということは権利侵害に当たる。財産権の支配となる。家族間でも、親の財産と子の財産、特に高齢の親と成人の子では、しっかりと分けて権利を保障することが建前になる。例えば、障がいのある社会人の子の基礎年金を、保護者が自分のために使うことも権利侵害に当たる。厳密にはそのように考えるが、一般的には家族間でそこまで厳密に管理することは難しいかもしれない。このセンターは、そのような状況を危惧されている。

委員：何か問題が発生しているというので、「侵害」という言葉を使っているということか。問題が起きていなければよいという考え方か。

委員長：例えば、子が認知症の親のために、生活費を工面するために親の財産を活用することは問題ないのだが、親の財産をギャンブルにつぎ込む等、自分の利益のためだけに使用することは権利侵害と呼ばれることもある。

委員：理解した。

委員長：回答実績が21団体のうち7団体ということで、まとめの資料は、この7団体の回答という理解でよろしいか。

事務局：そうである。

委員長：公表は難しくても、委員会の委員の皆さまには、回答された団体名をお知らせすることは可能か。

事務局：回答いただいた団体名を読み上げる。地域包括支援センターがともづな富岡、新浦安、浦安駅前、高洲。こども家庭支援センター、ふる里学舎浦安、浦安市教育センターである。

委員長：教えていただいた団体は、資料2の4番の実施対象のどれに該当するか。地域包括支援センターの3か所とこども家庭支援センターは実施対象に挙がっているが、ふるさと学舎浦安、浦安市教育センターは実施対象に名称が見当たらない。どれに該当するのか。

もし2団体が明記されていなければ、後ほど追記して修正をお願いする。

21団体の中に、ふる里学舎浦安、浦安市教育センターが入っているという理解でよろ

しいか。

事務局：ふる里学舎浦安は、地域活動支援センターに入っていたが、一度確認してお伝えする。

委員長：確認して、正確な情報をお示しいただきたい。

資料2に関して、他にご意見、ご質問等があればお願いします。

委員：5ページの「高齢化率が低い地域」という表現があるが、高齢化率の高い低いは、どのような基準で計算されているのか、教えていただきたい。

事務局：一般的に、高齢化率とは、地区ごとの人口に対する65歳以上の人数の割合である。

委員：地域というのは、例えば、「堀江」「北栄」「美浜」というような地域のことだと解釈すればよろしいか。

事務局：事務局では、ここでの回答がどの地区で設定されているのか把握していない。ここには、回答をそのまま載せているので、設定の詳細についてはわからない。

委員：浦安駅周辺や新浦安駅周辺では、若い世代が多いので、高齢化率は低い。一番問題を抱えている方たちとは、85歳以上だったり、寝たきりだったりする方だと思う。高齢化率だけで物事を判断してよいのか、疑問を感じる。

委員長：回答をそのまま載せているということなので、回答者がどのような基準で地域設定をされているのか、あるいは、高齢化率をどのように考えているのか、事務局では把握できないということである。

委員のご指摘の通り、高齢化率とは1つの側面であり、地域の中にはいろいろな年齢の方がいるので、そのような部分にも着目することが必要。

他にご意見等があればお願いしたい。

では、事務局にはいくつかの修正をお願いして、次回の会議に備えて、資料の修正をお願いしたい。

(3) うらやす地域福祉活動計画Vの体系・骨子の検討について

うらやす地域福祉活動計画Vの基本理念や取り組みの体系について、協議いただきたい旨を説明。

〈意見〉

委員：このうらやす地域福祉活動計画Vの体系案の重点項目の2項目目に「すべての人、団体、企業等が」という表現があるが、「企業」という言葉が入っていることが大変よい。先ほど、引きこもっている子に収入がなく、経済的に親に依存しているような例が挙がっていたが、そのような方々が社会に出て行くためには、サポートを受けながら、一般的な仕事の一步前のような仕事ができるような場所や活動できる場所が地域に必要だ。そのためには企業を巻き込んでいくことが非常に大事だと考える。

関連して、支援されること自体に強く抵抗を感じる方が非常に多い。困っていることを発信できない方、気づいていない方が多いと感じる。「SOSを発信する」という項目が、私が考えている意味であれば、大変よい。SOSを発信しやすくするためには、家族で抱え込まず、困ったときには人を頼ってよいということを、幼い頃からの福祉教育の中で学び、伝えていけるとよい。

委員長：前向きなご意見に感謝する。事務局でも、ご意見を参考に計画に反映していただき

たい。

委員：浦安市第4次地域福祉計画で、「近年の社会動向等」のところの「再犯の防止等の推進に関する法律」が、前計画では漏れていた。今回は、重点施策の推進の3番目に「生きづらさを抱える犯罪をした者への再犯防止に向けての支援の提供」を入れるということ。それは、具体的にはどこに入るのか。

また、ご意見にあったように、そのような方を、企業と連携し、個人情報厳密に守った上で雇用していただくというような体系が必要だと考える。具体的な取り組みの中に入れる必要はないかもしれないが、いかがか。

事務局：ご指摘の部分をどこで受け止めるのかという受け皿としては、3の「受け止める」の(2)に、特に「再犯防止」という言葉は使っていないが、「孤立している方への支援」のところに広く含めて考えている。ここには具体的な取り組みだけが記載されているが、この後、素案を作成するときに、地域や社会福祉協議会、企業がどのような取り組みをするのかを具体的に落とししていくので、その素案の中で示されることになる。

委員長：これは骨子案ということで、次回の素案策定の際に、具体的な内容が示されるということで、またご意見をいただきたい。

委員：市の計画について、少し補足させていただく。骨子案は、前回の策定委員会でお示したが、その中に「生きづらさを抱える犯罪をした者への再犯防止に向けての支援の提供」を入れている。成年後見と再犯防止は、同じ平成28年にできていたが、成年後見は特出しして計画がつくられ、再犯防止は取り残されてしまった。今回、改めて特出しして別につくろうと考えている。9月に高齢者に関する大綱が出た。それは、若いときから、将来高齢者になるということを前提に、どのように生きていくのか、どのようにまちをつくっていくのかを、うたっている。次回の策定委員会では、高齢者大綱で出た新しい部分を3つ目の重点項目に入れ替えたいという案もある。

また、「重層的」ということで、令和6年4月から改修している。基本的にはこれまでと変わらず、4分野ある。高齢の分野で地域包括支援センターがあり、障がいの分野で基幹相談支援センターがある。こどもの分野では、こども家庭支援センター、生活困窮の分野で総合相談支援室がある。それぞれ独立しており、メインのターゲットはこれまでと変わらない。ただ、認知症の方の家を訪問すると、「他にだれかいる」ことを発見することがあるが、そのようなときには、独立した機関であっても、それぞれがつながる。それが重層のしくみである。

ただ、つながったときに、船頭が2人になり。高齢者と子の両方を、それぞれが支援しようとして、対立が始まる場合がある。浦安市では、この4月から、スクラム会議で、そのような場合に整理をするしくみが進んでいる。

今回、社会福祉協議会がつくった案は、重層的な支援のしくみに合っている。まず「発見する」ということである。これは自分が困っていることに気づくということで、自ら発信する力が大切である。次に「つながる」ということである。社会資源がなければつながることはできない。「社会資源をつくる」とつながるということで。ここに社会資源を入れることは非常によい。さらに「具体的な支援につながる」ということで、この3つの項目は、浦安市がめざすものであり、骨子としてよい。「知る」「つながる」「受け止める」ということは、再犯防止にかかる人だけではなく、すべての方がこの

スキームで支援を受けたり、逆に支援に参加したりできれば、誰一人取り残さない地域共生社会というものがつくられる。

委員長：今のご意見は大変興味深いものである。1点ご質問したい。

複数の課題をもっているご家庭に対し、それぞれ担当部署が個別に支援をする状況があり、地域共生社会の実現に向けた丸ごとの支援が難しいということだと理解した。そのためにコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターが配置されるという考え方になっているが、今回の地域福祉活動計画においては、コーディネートを担う方の位置づけはどのようになっているのか。

委員：まさにコーディネートが難しく、どこの機関がどこまでの支援ができるのかがわからず、お互い、「なぜやってくれないのか」という不信感をもつことになりがちである。「知る」というところで、お互いの守備範囲を知ることが大変重要。

地域のコーディネーターは、重層の中には直接入っておらず、私どもは社会福祉課のしくみの中で総合相談室という独立した部署をつくり、一旦、市の職員直営で活動している。ただ、いつまでも継続できるかわからないので、その部分をだれかに担っていただきたいということである。コーディネーターをお願いすることが1つの案。

委員長：市の政策の中で、「丸ごと支えるしくみづくり・取り組み」というものがしっかりとでき、この活動計画で市民の皆さんが専門家と協力しながら、丸ごと支えていくというイメージかと思う。素案を出されるときに、市の計画との関係性も意識していただけるとよい。

子育てしながら、親の介護をしているダブルケアラーの方が、親の介護について相談するときは、行政の介護保険課に行き、子育てのことを相談するときには、保育課や子育て支援課に行くということについて、ワンストップ化できるとよいという話があるが、そのようなことも含め、ぜひ、この計画づくりでいろいろなことを改善していただけるとよい。連動している素案を期待している。

委員：浦安市社会福祉協議会の中には、コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターは何名配置されており、どのような地区をどのように担当されているのか教えていただきたい。

事務局：現在、浦安社会福祉協議会では、介護保険の中の生活支援体制整備事情で、受託して、生活支援コーディネーターは1層が1人で市内全域をみている。2層のコーディネーターは、特に地区を区分けせず、3人で市内をみている。浦安市は市域が狭いので、十分それで対応できている。

コミュニティソーシャルワーカーについては、明確に「置いている」と言っていないが、市内を11支部に分け、11の支部社会福祉協議会に、社会福祉協議会の正規職員を1人ずつ担当させている。本来であれば、その担当職員がコミュニティソーシャルワーカーとして機能できることが理想であるが、実際、そのような動きができていない職員が何人いるのか、わからない。

実は、活動計画の中にも、「コミュニティソーシャルワーカーの配置を検討する」という文言が入っているが、なかなか検討が進まず、現在に至っている。本年度から重層的支援体制整備事業等も動き出し、社会福祉協議会もその中でどのような役割を担っていくのかを考えると、コミュニティソーシャルワーカーは明確にきちんと配置する

必要がある。Vの計画の中にも、コミュニティソーシャルワーカーという言葉を入れていきたい。

委員長：今のご説明は、市の計画と関係づけた専門職の役割についてのお考えだと思う。今、委員の皆さんにご協議いただいている計画は、市民の方たちの活動計画であるので、市民と専門職の連携、協働がとても大事だとう理解いただきたい。

他にご意見等があればお願いします。

今回、事務局にご提案いただいた計画の体系骨子案について、ご承認いただきたい。私から3点ご提案する。

1点目。資料4の右半分、浦安地域福祉活動計画Vの体系案の一番左の縦書きの部分の基本理念をご覧いただきたい。今回は、市の計画の基本理念の共通にするとご提案いただいているが、いかがか。特にご異論がなければ、ご承認いただけたとする。

2点目。1点目の隣の横書きの2つの重点項目である。「複雑化、複合化する地域課題から、誰一人取り残さない地域共生社会の推進」「すべての人・団体・企業等が一丸となって取り組む地域社会福祉協議会の参加の推進」についても、ご承認いただきたい。

3点目。基本目標1、2、3、具体的方向性の2つの項目、最後の具体的取り組みについては、この後の素案の段階で、より具体的な内容を議論することになる。今回は、まず、この枠組みについてご承認いただきたい。

(承認)

委員長：ご承認いただき、感謝する。

4 その他

策定スケジュールの変更箇所について説明。

委員長：今の説明について、ご質問等があればお願いします。

委員：次回の会議に欠席するが、代理をだしたほうがよろしいか。

事務局：代理でのご出席が可能かどうか確認させていただき、ご連絡する。

委員長：委員の皆さまから、その他として、何かあればお願いします。

以上で本日の協議はすべて終了した。進行を事務局にお返しする。ご協力に感謝する。

事務局：貴重なご意見をいただき感謝する。いただいたご意見を参考にして、次回の会議では中間素案をご提示したい。